

平成25年第3回知内町議会定例会（2日目）

- ◎ 招集年月日 平成25年9月27日（水）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成25年9月27日（水） 午前 9時45分
- ◎ 閉会日時 平成25年9月27日（水） 午前10時33分

- ◎ 出席議員
 - 1番 西山和夫 6番 泉政栄
 - 2番 木村一 7番 敦澤良子
 - 3番 山田顯 8番 吉田峰一
 - 4番 松井盛泰 9番 森永勉
 - 5番 谷口康之 10番 伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 3番 山田顯 8番 吉田峰一

- ◎ 欠席議員 なし

- ◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員
 - 町 長 大野幸孝
 - 副 町 長 網野真
 - 総務企画課長 手塚恵一
 - 生活福祉課長 大野樹
 - 産業振興課長 藤谷亘
 - 建設水道課長 佐々木孝幸
 - 出納室長 大館光晴
 - 教育次長 村上芳二
 - 給食センター長 (村上芳二)
 - 高校事務長 松崎輝幸
 - スポーツセンター長 上村政美

- ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名
 - 議会事務局長 藤谷亘
 - 議事担当係長 野戸英二

平成25年第3回知内町議会定例会議事日程

(第2号)

平成25年9月27日(木) 午前9時45分開議

日程	議件番号	議件名
第1		会議録署名議員の指名 3番、山田顯君 8番、吉田峰一君
第2	委員会報告 第3号	平成24年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について (委員長報告)
第3	議案第13号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
第4	議案第14号	町長、副町長及び教育委員会教育長の給料の特例に関する条例 の制定について
第5	発議第1号	議会議員の報酬の特例に関する条例の制定について
第6	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
第7	意見書案 第1号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」 のための意見書の提出について
第8	意見書案 第2号	地方財政の拡充に関する意見書の提出について
第9	意見書案 第3号	道州制導入に断固反対する意見書の提出について
第10	意見書案 第4号	鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書の提出について
第11	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議長(伊藤政博)

皆さん、おはようございます。開会時間を多少遅くなってしまうました。議案の文面調整の時間が押したわけでございます。申し訳ないと思っております。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長(伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番、山田顯君及び8番、吉田峰一君を指名します。

● 委員会報告第3号 平成24年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について（委員長報告）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第3号、『平成24年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について』を議題にします。

本案について、決算審査特別委員会において、審査が終わっています。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、谷口康之君。

◎ 委員長（谷口康之）

委員会報告第3号、平成24年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について決算審査特別委員会に付託した平成24年度知内町各会計決算審査の結果について、別紙のとおり報告する。

平成25年9月27日 提出 知内町議会議長 伊藤政博

平成24年度決算審査特別委員会報告書

平成25年知内町議会第3回定例会において、本特別委員会に付託された事件について、次のとおり審査を終了したので会議規則第73条の規定により報告します。

平成25年9月27日 知内町議会決算審査特別委員会委員長 谷口康之

知内町議会議長 伊藤政博 殿

記、1、付託事件

議案第6号、平成24年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について。

議案第7号、平成24年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第8号、平成24年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第9号、平成24年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第10号、平成24年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第11号、平成24年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第12号、平成24年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について。

2、審査年月日、平成25年9月25日及び26日（2日間）3、審査場所、議会議場。4、審査委員、議員全員による（議長及び議員選出監査委員を除く。）5、審査の概要、委員会開会后、直ちに審査方法を決め、各会計別に議題とし、各課ごとに担当課長から決算内容の説明を受けた後、質疑・討論・採決の順に審査を進めた。

6、審査結果、付託された議案第6号及び議案第7号の2議案については『不認定』とし、議案第8号から議案第12号までの5議案については『認定』と決定した。

7、決算内容

平成24年度の一般会計及び国民健康保険事業特別会計など5会計（水道事業会

計を除く。)の決算状況については、歳入総額は5,272,001千円、歳出総額は5,148,385千円となっている。水道事業会計では、事業収益は消費税抜きで156,042千円、事業費用は122,021千円で、当年度純収益は34,021千円となっている。

一般会計の歳入歳出決算の状況については、歳入総額3,858,711千円、歳出総額は3,770,335千円で、前年度対比では歳入及び歳出は、それぞれ2.9%の減となっている。実質収支は76,201千円の黒字となり、単年度収支は、12,765千円の赤字で、財政調整基金に44,904千円を積立て、実質単年度収支は32,139千円の黒字となっている。

本町の財政について、財政健全化法に基づく健全性指標で見ると「健全化比率、資金不足比率」ともに「健全化段階」にある。主要な財政指標で当年度決算をみていくと、財政構造の弾力性の指標として用いられている経常収支比率においては、78.3%で、当年度は前年度より0.3ポイント改善されている。

一方、財政構造の健全性を示す公債費比率においては14.3%で、前年度より1.1ポイント低下しているが、実質公債費比率(3カ年平均)は16.3%で前年度より1.1ポイント改善している。

歳入では、自主財源全体の69.5%を占める町税は、725,305千円で前年度対比21,524千円(3.1%)増収となり、そのうち町民税は199,963千円で前年度対比30,871千円(18.3%)の増、固定資産税については474,601千円で前年度対比7,106千円(1.5%)の減となった。町民税が増となった主な要因は、個人町民税の増によるものであり、固定資産税が減となった主な要因は、知内発電所に係る償却資産の償却減等によるものである。

8. 審査意見

町税等の滞納額は、町税(町民税・固定資産税・軽自動車税)で30,316千円(前年度対比9,290千円の減)、国民健康保険税は42,023千円(前年度対比7,044千円の減)、住宅使用料等は4,960千円(前年度対比391千円の増)で合計77,299千円となっており、前年度対比で15,943千円(17.1%)減少している状況にある。

これまで公債費適正化計画を進めてきた結果、平成24年度末では、実質公債費比率が16.3%と計画を大幅に上回って適正な数字に近づきつつあり、行政・町民の皆さんの理解のもと財政が健全化の方向に進んで来ており評価するものである。

しかし、そういう中であって長年、滞納繰越額が、国保税を含めて一億円近い状況となっていたが、24年度決算において14,020千円を不納欠損処分したが、その中で時効完成分によるものが11,069千円であった。この時効が生じたのは、これまでの事務的な処理に問題があったものであり、それを見直してきてきた議会も責任を感じているところである。平成24年度からは、滞納整理事務運営方針に基づいて、このようなことが生じないように取り組んでおり、今後とも滞納額の減少とともに適正な徴税業務が行われることを期待するものである。

また、奨学資金の償還の免除措置については、教育委員会の内部の実施基準に基づいて行われているが、町の債権の放棄にあたるので議会の同意等の諸手続が必要である。平成25年度に知内町の債権の管理条例が施行されているので、それに基

づいて奨学資金の回収について鋭意努力されたい。

一方、産業振興の中で林業振興については、地域材活用住宅（教員住宅）の建設、観光振興では観光協会への人件費の負担などの振興策が図られており、まだまだ、始まったばかりで大きな成果にはなっていないが、より一層の振興策に期待するものである。

地方財政を取り巻く環境は極めて厳しく、ますます多様化する住民ニーズの中で、行政サービスの量的・質的向上が求められている。このような環境下にあって、行財政改革の推進や限られた予算を有効に活用したまちづくりに取り組んでいくことを願うものである。

また、審査の過程で述べられた各委員の質疑・討論などの意見・要望を参酌し、今後の町政の執行に際し、十分反映されるよう強く要望するものであります。

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、委員長から報告がありました。

これから、決算認定の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算認定は、議案第6号及び議案第7号の2議案については「不認定」、議案第8号から議案第12号までの5議案については、「認定」とする委員長の報告のとおり賛成の方は、ご起立願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、本件については、委員長報告のとおり決定しました。

◎ 議案第13号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、議案第13号、『北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

議案第13号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号第291条の3第3項）の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について協議するため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

この度の規約の変更につきましては、住民基本台帳法の一部改正等に伴い、外国人住民の外国人登録原票が廃止となり、住民基本台帳の適用対象となったことから、規約の改正をするものであります。

次のページをご覧ください。北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第2、備考2中、「及び外国人登録原票」を削る。

附則として、1項、この規約は地方自治法（昭和22年法律第67号第291条の3、第3項）の規定により、北海道知事への届出をした日から施行する。

第2項、改正後の別表第2、備考2の規定は平成26年度以後の年度分の負担金について適用し、平成25年度以前の年度分の負担金については、なお、従前の例による。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第13号を採決致します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第14号 町長、副町長及び教育委員会教育長の給料の特例に関する条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、議案第14号、『町長、副町長及び教育委員会教育長の給料の特例に関する条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第14号、町長、副町長及び教育委員会教育長の給料の特例に関する条例の制定について。

町長、副町長及び教育委員会教育長の給料の特例に関する条例を次のように制定する。

次のページをお開きいただきたいと思います。町長、副町長及び教育委員会教育長の給料の特例に関する条例。

第1条、趣旨であります。この条例は、町長、副町長及び教育委員会教育長に対して支給する給料の減額に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条につきましては、減額の額であります。町長、副町長の月額給料は、町長、副町長の給料額及び旅費額支給条例（昭和23年条例第12号第2条）に関わらず、同条例別表（1）に定める月額給料から次の各号に定める額をそれぞれ減額して支給するものとする。

減額の額であります。町長につきましては、本年10月から11月、2カ月に限り当該月額100分の35を減額した額であります。

(2)と致しまして、副町長につきましても、本年10月・11月、2カ月に限り、当該月額額の100分の35を減額した額となります。

第3条、教育委員会教育長の給料月額、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年条例第13号第2条)の規定に関わらず、同条に定める給料から次に定める額を減額して、支給するものとする。

減額の額であります。本年10月から11月、2カ月に限り100分の35を減額した額と致します。

附則と致しまして、この条例は平成25年10月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

暫時休憩します。

(休憩 午前10時03分)

(再開 午前10時03分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今回、条例を提案させていただいた考え方でありまして、先般の決算審査特別委員会等で時効完成の件に関して、私なりの考え方を説明させていただきました。その中で、委員の皆様方からいろいろと意見をいただき、私なりにその辺を踏まえた中で、結論を出させていただき、今回、行政のトップとしての責任を取らせていただくということで、条例案を提案させていただきました。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、松井君。

◎ 4 番 (松井盛泰)

今、いみじくも町長の方から行政のトップとしての責任の取り方ということで、2カ月100分の35という形で出てきたわけですが、私はなぜ、副町長、更には教育長、同率なのか。例えば、責任の重さというか、それらはやはりこの減額する率に出てくるんでないだろうか。これが常識だと思うんですね。例えば、2カ月であれば、町長が100分の40だとか、副町長が100分の20だとか、教育長が100分の20だとか、こういう形で出てくるのが本当だと思うんです。これから今、出てくる我々議会の方も、議会は議会でチェック体制が甘かったということで、それなりの責任を感じて、今、出そうとしている。議会を出すというのは、前代未聞。全道で初めてでしょう、こういうこと。そういうことから踏まえたなら、この率は当然理解できるものではないと思うんです。考え方を教えてください。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今の責任の取り方ということでもありますけれども、私はいろいろと今回の委員会の状況を見極めた中で、行政のトップとしてという形での提案をさせていただいたところでもあります。それと、率の同額で町長としてのトップとしての責任という、率でのご指摘でありましたけれども、これは今回、時効完成ということだけでなく、そして、奨学資金等の問題も委員の皆様方から指摘をされたところでもあります。そんなことも含めて、そして、事務方のトップとして副町長ということでの考え方に乗って、特別職3人、同率で提案をさせていただきました。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

町長の提案した理由について、どうしても承服できるものではございません。私はこの率の提案については、反対をするものでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。反対討論ありましたので、起立採決によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立多数 ）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

● 発議第1号 議会議員の報酬の特例に関する条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、発議第1号、『議会議員の報酬の特例に関する条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

提出議員、敦澤良子君。

◎ 議会運営委員会委員長（敦澤良子）

それでは、議会議員の報酬の特例に関する条例の制定についてを朗読をもって説明させていただきます。

今回、上記の議案別紙のとおりでございますけれども、理由説明をさせていただきます。平成24年度各会計決算審査特別委員会における「平成24年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について」及び「平成24年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」が不認定となったことについては、これまでの

町税及び奨学資金の法令に基づいた不納欠損処理が適切でなかったことが要因であるが、議会としても当該案件におけるチェックが十分に発揮されていなかったこともあることから、その責任を明確とするため、別紙のとおり月額報酬を減額することとしたい。

趣旨説明を終わらせていただきまして、議会議員の報酬の特例に関する条例の制定についてを説明します。

議会議員の報酬の特例に関する条例を次のとおり制定する。

平成25年9月27日提出。提出議員、敦澤良子、賛成議員、谷口康之、西山和夫。

議会議員の報酬の特例に関する条例。

第1条、この条例は、議会議員に対して支給する報酬の減額に関し必要な事項を定めるものとする。

(減額) 第2条 議会議員の月額報酬は、地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例(昭和34年条例第1号)第2条にかかわらず、同条例別表第1号に定める月額報酬から、次の各号に定める額をそれぞれ減額して支給するものとする。

(1) 議長 平成25年10月から11月に限り当該月額額の100分の30

(2) 副議長 平成25年10月から11月に限り当該月額額の100分の30

(3) 委員長 平成25年10月から11月に限り当該月額額の100分の30

(4) 議員 平成25年10月から11月に限り当該月額額の100分の30

附則(施行期日) この条例は、平成25年10月1日から施行する。以上でございます。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第6、諮問第1号、『人権擁護委員候補者の推薦について』を議題とします。

本件について、提案者の説明を求めます。

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるということであります。

本委員については、平成25年の12月の31日をもって任期満了ということになるものですから、まず、お一方は、元町126番地29、佐藤陽子氏、再認ということであります。そして、もう1名は、元町126番地122、遠藤由氏を新任として二方を推薦したいということありますので、よろしくお願ひします。以上であります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

本件は起立採決により採決を行います。

一人一人について採決を行いますので、よろしくお願ひします。

まず、佐藤陽子氏について、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

続いて、遠藤由氏についての採決を求めます。

賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第7、意見書案第1号、『「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書』の提出についてを議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

◎ 5 番 (谷口康之)

意見書案第1号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書

を提出するものとする。

平成25年9月25日提出。

提出議員、私、谷口康之、賛成議員は、吉田峰一議員、山田顯議員、松井盛泰議員、泉政栄議員、敦澤良子議員の方々であります。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記、

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣の方々であります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決致します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第2号 地方財政の拡充に関する意見書の提出について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第8、意見書案第2号、『地方財政の拡充に関する意見書の提出について』を議題にします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

◎ 5 番 (谷口康之)

意見書案第2号、地方財政の拡充に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成25年9月25日提出。

提出議員、並びに賛成議員は前と同じですので、省略をさせていただきます。

地方財政の拡充に関する意見書

政府・総務省は、「地方公務員の国に準じた給与削減の要請」を行い、地方交付税等の一方的な削減を行うとともに、削減措置の進捗状況を調査・公表するなど、地方自治を侵害する給与引き下げの「強制」を行った。

公務員賃金の引き下げは、地域経済をますます疲弊させることにもなる。

地方6団体も、国の一方的な地方交付税削減に対して「地方自治の根幹に関わる問題」として反対の声明を公表している。

しかし政府は、地方からの強い反対にもかかわらず、今後、国の要請どおりの給与削減を行わなかった自治体に対し、起債の同意権や特別地方交付税などを使ったペナルティ措置を行うことを否定していない。また、2014年4月以降も「賃金削減措置」を検討し、地方交付税の算定に「行革」の進捗状況を反映させるなどの制度改悪も行おうとしている。

よって本議会は、国に対し、地方自治の本旨に基づき、地方財政の拡充を図るよう、下記の事項について強く要望する。

記、

1. 地方交付税の削減や、行革を反映させる算定方式の導入など地方交付税の制度改悪を行わず、地方財政を拡充すること。
2. 地方公務員給与7.8%削減相当分を地方交付税に復活させること。
3. 起債同意権や特別交付税などを使った地方自治への介入を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官

房長官であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第3号 道州制導入に断固反対する意見書の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第9、意見書案第3号、『道州制導入に断固反対する意見書の提出について』を議題にします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

◎ 5 番（谷口康之）

意見書案第3号、道州制導入に断固反対する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成25年9月25日提出。

提出議員並びに賛成議員は、また同じですので省略をさせていただきます。

道州制導入に断固反対する意見書

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区

切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明かである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々知内町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先は、衆議院議長、参議院議長

、内閣総理大臣、内閣法第九条の第一順位指 定大臣（副総理）、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革） 道州制担当であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第3号を採決致します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第4号 鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第10、意見書案第4号、『鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書の提出について』を議題にします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、西山和夫君。

◎ 1 番（西山和夫）

意見書案第4号、鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成25年9月25日提出。

提出議員、西山和夫、賛成議員、山田・木村・松井・泉・吉田・森永各議員でございます。

鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書

野生鳥獣及び海獣による農作物・漁業被害は深刻化し、被害は経済的損失に止まらず、農林漁業者の意欲の減退や耕作放棄地の増加、また海洋生態系に著しい悪影響を与えている。

シカ・イノシシ・サルなど野生鳥獣による農作物被害額は、平成21年以降は毎年200億円を上回っており、また、トド・アザラシ等の海獣による漁業被害額も近年は20億円を超える状況（北海道調べ）となっている。

鳥獣被害が深刻化している要因として、鳥獣の生息域の拡大、狩猟者の高齢化等に伴う狩猟者数の減少による捕獲圧の低下、耕作放棄地の増加等が考えられる。

こうした鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年に、議員立法による「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特措法」が全会一致で成立。この法律により、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取り組みを行うことに対して支援措置が実施されることとなった。

平成24年には同法の一部改正が行われ、対策の担い手確保や捕獲の一層の推進が図られることとなったが、集中的かつ効果的な鳥獣及び海獣による被害防止対策を早急に講じる必要がある。

よって国においては、鳥獣・海獣被害防止の充実を図るため、下記事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記、

1. 地方自治体への財政支援を充実させるとともに鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充すること。
2. 狩猟者の確保・育成に向けた対策の強化と支援を拡充すること。また、狩猟者の社会的役割に対する国民的理解と狩猟者の社会的地位向上の促進を図ること。
3. 海獣被害に対しては、追い払いなどの防除対策事業、個体数調整のための調査捕獲事業及び生息域などの把握のためのモニタリング事業をより一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣、環境大臣、総務大臣、以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第4号を採決致します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、4件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

● 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第11、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表として正副議長並びに議員が出張または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のために出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において、指名することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、その都度議長において指名することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議長 (伊藤政博)

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しまし

た。

これで本日の会議を閉じます。

平成25年第3回知内町議会定例会を閉会します。

どうも大変、ご苦労様でした。

(閉会 午前10時33分)